

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷一十第

## 論 說

農業社會主義論(一)……………法學博士 河田 嗣郎

累進課税の弱點に就きて……………法學博士 神戶 正雄

支那古來の限出説……………文學士 小島 祐馬

價值論上のリカアドとマルクス(一)……………經濟學士 堀 經夫

人格主義の立場に於ける經濟と人生の一考察(二)定……………法學士 石川 興二

## 時事問題

排日問題に就きて……………法學博士 神戶 正雄

我海運政策に對する國民の反省……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

三種の「資本論」邦譯……………法學博士 河 上 肇

世界戰爭と人口の變動……………法學士 沙見 三郎

朝鮮干瀉地利用論……………經濟學士 三田村 一郎

新著紹介……………法學士 沙見 三郎

## 累進課税の弱點に就きて

神 戸 正 雄

緒言 (一) 本研究の目的 (二) 説述の順序

第一段 課税技術及公平負擔上の弱點 (一) 弱點其もの (A) 不確實又は恣意的なりといふこと (B) 吸收し盡すこととなる恐あること (C) 脱税の弊あること (二) 批評 (A) 不確實又は恣意的といふに對し (一) 辯護 (I) 此が累進以外にも當ること (a) 比例にも (b) 其他の政府施設にも (2) 公平の埋合せあること (2) 承認 (B) 吸收し盡すといふに對し (一) 避け得らるること (2) 避くるを適當とすること (C) 脱税に對し (一) 承認 (1) 必ずしも大ならざること (2) 比例にもあること

第二段 道義上の弱點 (一) 弱點其もの (A) 外見上のみの公平 (B) 人民財産の強奪 (C) 反人格平等主義 (D) 租税制度の墮落 (二) 批評 (A) 外見上の公平に對し (B) 強奪に對し (C) 反人格平等に對し (D) 租税墮落に對し

第三段 經濟産業上の弱點 (一) 弱點其もの (A) 放資制限 (B) 勤勉貯蓄の罰金 (C) 資本の移出誘導 (二) 批評 (A) 放資制限に對し (B) 勤勉貯蓄の罰金に對し (C) 資本の移出誘導に對し

第四段 財政收入上の弱點 (一) 弱點其もの (A) 多收性を缺くこと (一) 大所得者少數 (2) 大所得者脱税 (B) 收入の可動性を缺くこと (二) 批評 (A) 多收性の缺乏に對し (B) 收入可動性の缺乏に對し

第五段 政治社會上の弱點 (一) 弱點其もの (A) 累進濫用の結果 (一) 現社會組織の破壊 (2) 不當負擔の加重 (B) 社會改良の加味 (二) 批評 (A) 累進濫用に對し (B) 社會改良加味に對し

結論 (全文の要旨)

緒

言

(一) 累進課税が公平負擔の要求に適ひ、且つ其外にも補助的根據を持つが、併し此累進には諸多の弱點がある。前文に於て夫の根據を説きつゝ其穩かなるものを薦めた所であるが、尙ほ此弱點をも考慮しなくては其適用上失敗するの恐なしとしない。累進は恰も銳利なる刃物と同じで、使ひ様次第では必ずしも良いものではない。で其適用に際しての用心を促さんが爲めに、茲に更めて一文を草して其弱點を擧げ且つ之を批評しやうと思ふ。

(二) 本文説述の順序としては先づ以て前の公平負擔に關聯しての課税技術上の弱點を擧げ、次に其他の道義上の弱點を、次ぎに經濟産業上の其、財政收入上の其、終りに政治社會上の其を擧げて一批評を加へやうと思ふ。

## 第二段 課税技術及公平負擔上の弱點

(一) 弱點其もの――

(A) 不確實又は恣意的なりといふこと――

前文にいふ如く累進又は寧ろ精密にいへば穩なる累進が公平負擔上適當也といふことは原則上爭はれないが、併し其は唯だ累進が良いといふことがいひ得るだけであつて、如何なる數字關係にて此が定めらるべきや之を明確に指示することは到底出來ない。其處に不確實な所があり、立法

者の恣意にかゝることを免れない(註一)。勿論其累進の上り方があまり激しくない以上は弊害も少いから辛抱は出来るが、併し兎も角其率を精密に數字的に示し得ざる以上、嚴正にいふて公平課税に適應したとは必ずしもいへない。故に累進は實は空論的で實行的のものでないといふ傾をもつ。丁度私なんかのやうな空論學者と同様で、理論巧みでも實行之に伴はぬ嫌がある。全く實行不能ではないにしても、實行の一段となつて言論はごでないといふ弱點はある。一の累進の弱點である。

(註一) 諸多の學者之を認む。例之フェイスチングは累進を純數學的方法にて決定せんとすることは見込なき努力であらうといひ、ロツシアも累進の大缺點は、此に於て一般に正當と認めらるゝが如き率を定めることの決して達せられないことに在りといひ、シエフレも今日まで出された説の何れもが、理論上のみにても理由あり況や實際上に適用すべく數學的に現はし得べき率を見出さなかつた。恐らくは此の如きものが決して見出されないであらうといひ、セリグマンも能力説が理想的に正當なる率として累進の一定率を定むる能はずといふことは明に認めらるゝも知れない。比例が或意味に於て確實であつて累進が不確なることは真理であるといひ、ワグナーは累進が性質上、精密に數及度を定めしめない。常に多少 恣意にて定めらるゝ、事情を憐むといひ、コンラッドは累進には限界が見出されない。指定が純然たる恣意にかゝるといひ、ホーリユーも累進税は恣意的である。人が累進を如何に定むべきやを知らざるの意味に於て然りといひ、バステープルも累進は全く恣意的である。可能的の率は澤山ある。其競争者よりも勝れりとして一を選擇することは一の簡單且つ尤もなる理由を指定することは出来ない。累進の率を定むる 據るべき自動的原則のないことは確である。其故に累進は必然恣意的也といふレオンセーの宣言に同意しなければならぬ。凡べてのものが立法者の意思にかゝるといひ、エーメルヒも累進反對者は累進率の決定に於て避くべからざる恣意 非難するが、累進率の確定の爲めの客觀的の標準が、諸多の試と數學的計算とに拘

1) Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 206. Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I. S. 243. Schäffle, Steuern, A. T. S. 282-3. Seligman, Progressive taxation in theory and practice. 2 ed p. 293-4. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 459. Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 14. Beaulieu, Traité. 5 éd. I. p. 148. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 308-9. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 169.

らず從來まだ十分満足なる方法にて見出されなかつたこと、給付能力に影響する種々なる力にして全く數に現はすべからざるものも願慮して殆んど見出 能はざることは正しといふ。<sup>1)</sup>

(B) 吸収し盡すことゝなるの恐あること——累進はごゞの詰り百分の百にも上ほつて所得又は財産を没收し又は吸収し盡すことゝならずやとの心配がある。此も累進の進め方によりては起り得る一の可能ではある(註二)。所でいくら累進が良くても、其處まで來れば最早公平な租税ではなくなる。

(註二) エンラードは數學的に合理的なる實行に於て人は結局全所得を取ることゝなるであらうといひ、ポーリユトは累進が止まる處がなかつたならば、此が所得の全部を侵すことゝなるであらうといひ、ホツクは累進の提案に累進が或は無限に進みて随つて結局全所得を吸収し盡さなければならぬか、或は累進が止み又は其進行を緩むる高き所得に於て不當に寛大なる課税が行はるといふことを弊とすといふ。<sup>2)</sup>

(C) 脱税の弊あること——累進であると比例に比して特に大所得者の方に多く脱税を生じ(註三)、随つて社會道義を紊すのみならず、公平負擔を期して却つて不公平負擔を作り出すことになる。而かも之を防ぐべき適當なる技術上の方法がない(註四)。

(註三) シェフラーは累進は間もなく其を超へては虚偽刺戟が避くべからず生ずる點に達すといひ、バステープルも累進に對する一の故障は脱税の危険で、高い税が之を避くることを努むることに導くことを述ぶるものよりも一層良く確定された財政に於ける經驗法則なしといふ。<sup>3)</sup>

(註四) バステープルは曰く、此にて徵税の爲めの有功なる方法を用ゆることは不可能である。平等なる所得税では所得の深

2) Wagner, a. a. O. S. 459. Seligman, l. c. p. 295.  
3) Conrad, a. a. O. S. 14. Beaulieu, l. c. p. 148. Hock, öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 78.  
4) Eheberg, a. a. O. S. 169. Cossa, Grundriss. d. Fw. S. 62.  
5) Schäffle, a. a. O. S. 288. Bastable, l. c. p. 310.

山が脱税を不可能とする源泉にて取ることを得る。累進では率が全所得の額に基くから、其確定が負擔を決するの必要となる。然るに此に關する吟味に於て適當なる答を與ふることは疑もなく頗る困難である。<sup>6)</sup>

## (二) 批評

(A) 先づ累進が不確實又は恣意的也といふ非難に對しては(一)強て之を辯護すれば、(1)此弊は累進ばかりでなく、(a)之に代るべき比例にもあつて、此比例にても精密に適當なる程度の率は定められないで、之に恣意が加はる(註五)。特に其恣意たるや、貧乏人に割合に重き負擔を課して其生活を不當に苦しむるに於て隨分ひどい恣意ともいへる(註六)。(b)加之、獨り比例に於てのみでなく、政府の施設の他の方面にも恣意の例は多々ある。例之罰金の決定に於けるが如く(註七)、多少の恣意が累進に存したからといふて、さう嚴しく之を責むるに及ばぬ。(2)假りに又累進のみに恣意あり又はむしろ精確にいへば累進に一層多く恣意ありとしても、一層不公平なることが明かであり、特に貧乏人を苦しむること太しき一層確實にして恣意少き比例よりも、多少不確實恣意的であつても全く公平又は一層公平なる累進の方が選ぶべきでないかといふことも考へなくてはならぬ(註八)。(c)如何にも斯く辯護は出来るが、併し累進の方に比例よりも恣意多しといふことは疑を容れない。比例であれば兎も角收税所要額と課税物件又は標準の量額とよりして、其處に自然的に定まつた數字が出て来る。然るに累進にては其差等段階の定め方については全く當局者の主觀的見込及其道義的標準(註九)に依つて定まる。此際常に當局者が穩かな考を持ち穩かな累進の定め

6) Bastable, l. c. p. 310.

方をするかは到底安心がならない(註一〇)。其故に夫の辯護のみに信賴してはならない。累進の弱點を考へ其率の決定については常に用心深くあることを忘れてはならぬ(註一一)。

(註五) ヘツケルは累進率の決定に於ける恣意の非難は凡べての経験によりて既に弱められた。此意義にて恣意的なのは結局凡べての税率然りといふ、フグナーも純財政上の課税(比例)にても税歩の決定に於て同一恣意の弊ありと爲し、ニツチも亦比例にも恣意ありと爲す。<sup>7)</sup>

(註六) セリグマンは嚴しき比例税(隨て貧乏人に大苦痛となるが如き)は穩かなる累進税よりも一層恣意的也といひ、フグナーは社會政策的課税(累進)に於ける數の決定に於ける特段なる恣意は、比例課税が租税の壓迫に於ける凡べての差等及隨て眞の經濟的給付能力につきての判斷に於て爲す所の恣意よりも一層小さいといふ。<sup>8)</sup>

(註七) セリグマンは諸階級の貨幣十係を處理する凡べての政府の行動は必然多少恣意的である。罰金、關稅及内國消費稅の率の決定は常に或度までは不精密であるといひ、フグナー、コンラッドも恣意的決定の避くべからざる例として罰金を擧ぐ<sup>9)</sup>

(註八) セリグマンは不確なる率にても其が公平の一般の方向にあるならば、比例の如く公平となることなくして一層確なるべきものよりも選ぶべきであらうといふ。<sup>10)</sup>

(註九) アイゼンハルトは之によりて税歩の確乎たる數字的根據が失はれて恣意が初まるべしといふことを以て非難さるゝときに政府權力の濫用に對する眞の保證は其道義的標準に求むべく、數學的規定に於ける拘束に求むべきでないといふて居る。<sup>11)</sup>

が、何うも道義的標準だけでは安心がならない。

(註一〇) ホーリニューは累進に於ける立法者の穩和は繼續的の保證でない。反對に比例税は其自身永久的の保證をもつといふて居る。<sup>12)</sup>

(註一一) フィスチンガは累進の限界は唯、實際の考慮及事實上の經驗に基き、慣行に關聯し、特に擔稅者の見解及感知の考慮の下に定めしむる。——累進を純數學的方法にて決定せんとするこゝは見込なき努力であらう。唯殘る方法は公平なる見

7) Heckel, Lehrbuch, I. S. 186. Wagner, a. a. O. S. 459. Nitti, Principes, p. 361.  
8) Seligman, l. c. p. 294. Wagner, a. a. O. S. 459.  
9) Seligman, l. c. p. 294. Wagner, a. a. O. S. 459. Conrad, a. a. O. S. 14.  
10) Seligman, l. c. p. 294.  
11) Eisenhart, Kunst d. Besteuerung, S. 101-2.  
12) Beaulieu, l. c. p. 159.

積により及自國と同一又は類似なる事情を有する他の國にて得られたる經驗により、特に小給付能力者の宥宥の下に、出發點最終點及上り方を定むることであるといふ。<sup>13)</sup>

(B) 吸収し盡すことゝなるてふ非難に對してはい、此の如きことは固より本來避くべきものであり(註二二)、實際にも常識ある當局者は必ずや之を避くることゝならうし(註二三)、之を避くるの途も多々ある。即ち或は少くとも百分の百とならざる極度率を定め、或は凡べての所得に最小活資を免除し(註二四)、或は超過累進制をとり(註二五)、或は累退(デグレッシブ)率を探り(註二六)、或は穩なる累進を探る(註二七)ことによりて行はるゝ。其れでは累進が不徹底なりといふ人もあるが(註二八)、累進の根據にて説く所を見れば、却つて吸収し盡さない方が累進の趣旨には適う。吸収し盡さざる穩かなる累進が却つて最良く累進の徹底したものである。

(註二二) フイスチンカは無限界の累進は沒收に導くの故に全く排斥すべきものといひ、アイゼンハルトは沒收に導く如き機械的租税累進が眞面目に決定せらるゝを得ることが、共產主義的計畫を企つる人々の考の不完全の一の新しい證據といふて居る。——之に反しワグナーは巨大な所得にては此が實に許すべからざるものでないのみならず、社會政策の凡べての正當なる觀察點より希望すべきものであるといふが、私には之には賛成しない。<sup>14)</sup>

(註二三) ニツチは累進の適用に當ては、人が資本の吸収の危険を避くる所の規則に従ふことは明であるといふ。<sup>15)</sup>

(註二四) ロッシアは累進の危険を避くる爲めに採られたる方法を擧げ、其一として之を擧ぐ。<sup>16)</sup>

(註二五) ロッシアは累進が結局、大所得を全く消耗しなければならぬといふことをいふのけ誇張である。何となれば人が高き所得階級の最近き所の所得階級に對する附加額のみ、一層高い税率を適用して容易に之を避るを得るからといふ。<sup>17)</sup>

13) Fuisting, a. a. O. S. 204. 206.  
 14) Fuisting, a. a. O. S. 204. Eisenhart, a. a. O. S. 101. Wagner, a. a. O. S. 459.  
 15) Nitti, l. c. p. 361.  
 16) Roscher, a. a. O. S. 244.  
 17) Roscher, a. a. O. S. 243.



(註一六) セリグマンは夫の危険は累進率を累退と爲すことに依り避くるを得と爲し、ロツンアールも累進の危険を避くる二方法中の一として之を擧ぐ。<sup>18)</sup>

(註一七) ログナーも徐々なる且つ穩かな稅歩の上進にては小なる危険しかないといふ。<sup>19)</sup>

(註一八) エーベルヒは累進反對者は此が同等的に進行することが出来ないで、或高き所得額の處にて率を停止しなくてはならぬといふ<sup>20)</sup>即ち徹底しないことを難すといふ。<sup>20)</sup>

(C) 脱稅の弊に關する非難に對してはい累進に此弊なしとはいへない。特に此が大所得者の處に多くなり、之を避くることの困難といふことも認めなければならぬ。(ろ)併し(1)此も激しい累進の場合には太しからうが(註一九)、穩かな累進ならば、さう多くはなからうと思ふ(註二〇)。(2)又假令累進の下に脱稅があつたにしても、比例の下には比較的小なる所得者の處に負擔に堪えずして脱稅を行ふものが多くなり、比例になつたからといふて、脱稅を全く避くることを得ぬ。然らば則ち累進が公平に適ふといふ以上は、此脱稅のあることも辛乏するの外なく、別に其少くなるやうな工夫を出来るだけ講ずるより外ない。稅法規定上の注意も勿論肝要であるが、別に一般社會道義の標準を高むることも忽にしてはならぬ。

(註一九) セリグマンは累進の高い率が虚偽及遁脫の計畫を生、又は増加するであらうといひ、ブイステンカは擔稅者よりして、其財產又は其營利行動の果實が其感知によれば最早相當なる分前が残らずといふ度合にて取去らるゝときは、或は合法的又は非合法的方法を講じて租稅負擔の過重を逃れんとする考を起すの危険が生ずといふ。<sup>21)</sup>

(註二〇) 尤もヘツケルが別に諸多の脱稅を促しもせずといふのは少しく言過である。<sup>22)</sup>

18) Seligman, l. c. p. 296. Roscher, a. a. O. S. 244.  
19) Wagner, a. a. O. S. 459.  
20) Eheberg, a. a. O. S. 169.  
21) Fusting, a. a. O. S. 204. Seligman, l. c. p. 301.  
22) Heckel, a. a. O. S. 186.

## 第二段 道義上の弱點

(一) 弱點其もの——累進の道義上の弱點としては、前記の脱税に伴ふもの、外、或は此が

(A) 外見上のみ公正なりといはれ、或は<sup>23)</sup>

(B) 人民財産の強奪なりといはれ(註二二)、或は

(C) 人格平等又は民主々義に反するものと考へられ(註二二)或は更らに此が

(D) 租税制度を墮落さすものともいはる(註二三)果して此等は適當なる非難なりや否や。

(註二一)

ベルギウスは累進が掠奪に近くべき不公平な課税なるべしといひ、事實としても前世紀の中頃にも、瑞西のフライブルヒ州にて、累進税は強奪である。此下に生活せんよりは、むしろ土耳其に生活せんといはれたことがあつたといふ。<sup>24)</sup>

(註二二)

ワイラーは佛國では一般に累進を好まない。彼國人には比例が努むべき目的即ち法律の前の平等、租税の前の平等と見ゆるといひ、ヘツケルも亦比例を以て凡べての者に同一權利といふ正義原則に従ふものと爲す。<sup>25)</sup>

(註二三)

クナイストは累進所得税が全體の租税體系の墮落を齎すことを述べた。<sup>26)</sup>

(二) 批評

(A) 外見上のみ公正に適ふといふ非難は嘗て未だ能力標準の不明なりし時代には兎に角、今日

は能力研究の進んだ爲めに消滅したといふて良い。累進が比例よりもより多く公平の眞髓に觸れ

て居ることは前文累進の根據に於ける説明により明かなる通りである。

23) Heckel, a. a. O. S. 186.

24) Berpius, Grundsätze d. Fw. S. 253. Weiler's Kritik gegen Louis Suret, Théorie de l'impôt progressif. Finanz Archiv. 27 Jg. 2 Bd. S. 406.

25) Weiler's Kritik, ebenda. S. 407. Heckel, a. a. O. S. 185.

26) Conrad, a. a. O. S. 14.

27) Heckel, a. a. O. S. 186.

(B) 強奪なりといふ非難も、夫の激しき累進、特に百分の百にも達する累進ならば兎に角、穩かなる累進の如く公平にして弊少きものにまで向けらるゝを得るものでない。此は租税は強奪也といふ非難と齊しく一の警句に外ならぬ詞で、最早眞面目に累進に向けらるべきものではない。

(C) 人格平等主義に反すといふことも、元來租税が經濟財の徴收に關する故、或は此財と人との干係を捕ふるもの故、此に問題とするに足らない。給付能力に應ずるの公平を期すれば足る。若し強めて人格平等主義を徹底しやうとするならば、貧富者を問はず同一額をといふことになる。此の如きことは勿論事實不可能のことであらねばならぬ。

(D) 墮落てふ非難に對しても、一層公平なるものを以て斯くいふのは當らぬといはなければならぬ。累進の爲めに墮落を生じた點がないとはいはぬが、併し其をいへば比例にも此があつて、全體上累進が比例よりも一層租税體系を墮落させるとは思はれない。

### 第三段 經濟産業上の弱點

(一) 弱點其のもの——累進は大體、國富の増殖産業の發達を妨ぐる傾がある(註三四)。其は(A)一には大所得者の所得は元來一大部分が後日の生産營利の材料に向けらるゝ傾のあるのに、累進税が其大なる部分を奪去りて現實に此放資を制限することゝなるのと、(B)更に其結果としては彼等をして

勤勉貯蓄欲を鈍らしめ、恰かも勤勉貯蓄の上の罰金となる嫌あるものと(註二五) (C)其上にも累進が資本の外國移出をも誘ふこととなるものと(註二六)に因るのである。

(註二四) プライファアは累進は國富の増進を妨ぐる。何となれば上る所の所得に依りてのみ、上る所の資本蓄積が可能で資本増殖によりてのみ、全體の一層大なる生産及一層大なる富が得らるゝからまい。<sup>28)</sup>

(註二五) 1) プライファアは單純なる百分率よりも一層重く所得を課税することは、浪費的怠慢の利益の爲に勉強貯蓄の課税に外ならないといひ、メルギウスは人が大なる所得を有する人を小所得を有する人よりも一層高き百分率を課せんとするときに、此が本來、營利行爲及貯蓄を特に課税するもの、外ならないといひ、2) アイゼンヘルトは所有權の安全、努力及苦心の果實を完全に享樂するを得べき完全なる確實が勉強及精勵の第一條件である以上は、大所得の累進課税は營利熱を冷却するものに外ならない。國富を其最内部の動機に於て不具とするものに外ならない。課税を其固有の大切なる源泉に對して自殺的戰爭に置くものに外ならないといひ、3) バステールは一層大なる所得又は財産に於ける特別税の賦課は實に貯蓄に對する罰金で、隨つて生産の補助材料の一の供給に對する妨害であるといふ。<sup>29)</sup>

(註二六) バステールは累進の結果は、先づ富者が特別の罰金を課せらるゝ地方より移住することが生じ、富の流出が増加し富の流入が妨げらるゝであらうといひ、<sup>30)</sup> ホーリユーは累進税の爲めに行政官の評定及吟味が行はるゝときは、人及資本の流出を導くこととなるであらうといふ。

## (二) 批評

(A) 累進が放資に向けらるべき傾の大なる大所得者の所得の大なる部分を奪取つて此放資を制限するといふ其大な傾向は之を認めなければならぬが、大所得者の所得必ずしも放資にのみ向けられず、浪費に向けらるゝことも少くなく、小所得者の所得必ずしも浪費せられずして、可なり多

28) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 32.

29) Pfeiffer, a. a. O. S. 32. Bergius, a. a. O. S. 253. Eisenhart, a. a. O. S. 103. Bastable, l. c. p. 311.

30) Bastable, l. c. p. 311. Beaulieu, l. c. p. 159.

く貯蓄せられ放資せらるゝことがあり、隨ふて比例の下に大所得者の處に於て可なり多く奢侈が行はるゝといふことがあり、累進の下に小所得者の處にて生じたる餘裕が可なり多く貯蓄に向けるゝといふこともあり(註二七)、旁々此點に於て累進が比例に比してそんなに多く不利とはいはれない。累進が激しければ大不利もあらうが、其が幸にして穩かなものなれば大したことはない。

(註二七) マスターアルは富者に於けるより重き税が、其れだけ貧者に處理すべき金額を残すこととなり、其一部が貯蓄せられ、此れだけに於て富の蓄積を増すことがあるといひ、ラケナーも累進が勤勉貯蓄の罰也といふ主張は、此社會政策的課税が往々にして唯だ、或人の貯蓄能力を他の人に移し(全體にては平等なる財産分配の希望すべき方向に)、國民經濟上には全く絶對之を減少するものではないことを看過するといふ。<sup>31)</sup>

(B) 累進が勤勉及貯蓄を抑制するといふことは全くないとはいへない。併し累進がより大なる所得を持つ者に小なる所得者よりもより少き殘額を残すが如く定めぬ以上は(註二八)或はも少し精密にいへば大所得者に於て税を取られたる後に残るものに就き不相當と思ふほど、ならざる以上は(註二九)其んなに勤勉貯蓄を抑ゆることはない。此が又之等を制限するとしても、其は累進のみの罪ではなくて、率の高いことにも因り(註三〇)財産又は所得税其ものゝ弱點でもある(註三一)。此等にかゝるだけでは比例にも同非難が向けらるゝ。消費税に累進でも課することの出来るだけでは、餘程此非難を免るゝことを得るが、其でも勤勉を抑制する缺點を免れることは出来ない(註三二)

全く夫の缺點を免るゝ税を求むることは出來ない(註三三)。又税は本來能力ある處に之に應じて課するものであるから、其能力ある處に公平なる課税を爲して爲めに多少勤勉貯蓄を制限することとなつても、其は已むを得ない(註三四)。且つ又財産や所得が必ずしも勉強貯蓄のみの結果でなくて人の才能其ものゝ結果たることもあり、外界の力の結果たることもあり(註三五)、勤勉や貯蓄が慣習とか自覺とかに依りて自ら生ずることもあつて(註三六)累進によりて勤勉貯蓄が抑制されても到底全く資本の増殖及産業の發達を抑へ盡すことは出來ない。況や大事業や大所得に於てこそ累進が勤勉貯蓄を制することがあつても、小所得小企業ではむしろ比例の場合よりも一層之を獎勵することゝなるといふこともある(註三七)。で全體上大して累進が勤勉及貯蓄を制することはなからう。

(註二八) コンラードは罰金としての効果は、累進が穩なる限界に動搖し、所得の大部分が所有者に殘存するだけにては問題となるを得ないといひ、ニッチも累進が貯蓄の成形を妨ぐるにせよ、此は最高の税が所得を吸收し盡すか又は之を脅かすに十分なる程でなければ、此が真でないといひ、ロツシアは大所得に其を越へては決して増加することの出來ざる一定限界が置かるゝことゝなるだけでは、累進が特段なる勉強及特段なる節儉に蔽かれたる罰金といふことは正しいといふ。<sup>32)</sup>

(註二九) フイスチングは擔税者より其財産及營利行動の果實が其感知によれば最早相當なる分前が殘らずといふ都合にて取去らるゝときは、彼が其營利行動を制限するの危險が生ずるといひ、シエフレーも累進が間もなく其を越へては營利慾の弱めたるゝ點に達するといふ。——異之、ヘツケルが累進が貯蓄心を少しも妨げずといふは過言である。<sup>33)</sup>

(註三〇) ニッチは比例率にても頗る高き税率は貯蓄を妨げる。貯蓄を妨ぐることは税率の比例と累進とに關しない。其餘

32) Conrad, a. a. O. S. 14. Nitti, l. c. p. 363. Roscher, a. a. O. S. 243.

33) Fuisting, a. a. O. S. 204. Schäffle, a. a. O. S. 288. Heckel, a. a. O. S. 186.

りに高い税率に關するといふ。<sup>34)</sup>

(註三一) セリグマンは此非難は實は累進税其ものに當らずして、財産又は所得税の全體の體系に當るべきであるといふ。<sup>35)</sup>

(註三二) セリグマンは右に關聯して此よりしての論理的の結論は唯だ消費税の要求であらうが、其にても或度までは勤勉の上の税であらうといふ。<sup>36)</sup>

(註三三) セリグマンは曰く、如何に吾人が勤勉を課することを避くるを得るやを見ることは困難である。<sup>37)</sup>

(註三四) セリグマンは曰く、勤勉と貯蓄とが租税を拂ふべき能力を増加するときに、何故に此が課税さるべからざるかを見ることは困難である。<sup>38)</sup>

(註三五) 1) セリグマンは大財産が常に個人的貯蓄の結果なることを假定するは誤れりといひ 2) アダムスは貯蓄が産業上の發展を達する唯一でなくとも重なる手段と見做さるゝだけでは、累進税が國富増進を妨ぐべきことを斷言することが論理的であらう。併し才能(發明及組織力)が必要なる生産的原則たることを認めらるゝときは、英國經濟學者により累進税原則を争ふ爲めに據られたる議論が累進税支持の説となるであらうといひ、3) コンラードは此が勉強の結果のみに又は主として之に關しない。むしろ相續財産の享樂にも關すといひ、ワグナーは累進課税が勤勉及貯蓄の罰金也といふ主張は、營利と貯蓄とが特に今日の經濟制度の下には全く童に人的給付のみに基かずといふことを看過して居るといふ。<sup>39)</sup>

(註三六) マステープルは氣安めとしては累進税が事實、貯蓄の意向を弱めることもあるまじといはれ得る。此が既に大富者のみに影響すべく、而して此の如き人々は慣習及自覺したる動機より貯蓄するであらうといふ。<sup>40)</sup>

(註三七) 累進の下に小所得者に於ける貯蓄餘力の大きいことに就きては前掲註二七參照。小企業獎勵につきては、アダムスは曰く、産業を企つることを爲めの原因的力は財父は勤務の爲めの公衆の方に於ける需要である。而して累進原則の適用が此需要を弱めることに傾かないことを假定すれば、此が産業の擴張を妨ぐべきことをいふことは出来ない。其が供給の源を變へるかも知れない。何となれば此が既存の大な産業の擴張を、斯かる産業よりの所得に異常に高い税を課することにより

34) Nitti, l. c. p. 363.

36) Seligman, l. c. p. 295.

38) Seligman, l. c. p. 296.

39) Seligman, l. c. p. 297. Adams. Science of

S. 14. Wagner, a. a. O. S. 458-9.

35) Seligman, l. c. p. 296.

37) Seligman, l. c. p. 296-7.

40) Bastable, l. c. p. 312. Conrad, a. a. O.

て妨ぐるだけ、其生産が比較的少く其爲めに比較的低き率の課せらるゝものゝ方にて産業活動を奨励するからである。此が産業を平均することに傾くであらう。併し産業上の發達を止めることには傾かないであらう。<sup>41)</sup>

(C) 累進が資本の移出を奨むといふことも、此は内外税の高さの度合と國民の道義標準とによりて定まることで、一概にはいへないが、今日は他諸國の税も可なり高くなつて居り、資本の外國管理には多少の不利不便もあるから、さう太しくは之が起るまいと考へらるゝ(註三八)。

(註三八) ヘツケルが此が資本を外國移出に導くこともなしといふのは過ぎて居るが、ニツチが資本の移動性は人の信づらほご大なるのではない。此非難は課税の方法に關しないで其率のあまりに高いことに關するといふのはむしろ當つて居る。<sup>42)</sup>

要之、激しき累進ならば此等の點について憂慮すべき結果を生じもしやうが、穩かな其れなればさう太しき不良結果を生ずることもあるまいと思ふ。又實際から見ても累進の行はれたる諸文明國に於て別に此類に於ける大なる困難を生じて居らない(註三九)。

(註三九) アダムスは資本の集積と産業の發達とが累進税によりて止めらるゝことの心配は事實によりて、證明されないといひ、ニツチも今日の社會では嘗て之あらざりし程、貯蓄が行はれ、資本の集積は特に最當める國では殆んど自動的であるといふ。<sup>43)</sup>

#### 第四段 財政收入上の弱點

(一) 弱點其もの

(A) 多收性を缺くこと——累進では收入が比例に比して割合に少いといふことがいはるゝ(註四〇)<sup>44)</sup>

41) Adams, l. c. p. 349.  
 42) Heckel, a. a. O. S. 186. Nitti, l. c. p. 364.  
 43) Adams, l. c. p. 352. Nitti, l. c. p. 363.  
 44) Seligman, l. c. p. 297.



其故は(一)國では通例大所得者は少數であり小所得者が多いのに、多數の者の稅率を軽くして少數者の率を重くすることは、比例と爲して皆より平均大のものを取るよりも收入上には不利でなければならぬのと(註四二)、ろ大所得者では自ら脱稅方法が盛んに講せられ、利益の打算の鋭敏なる彼等に於ては、小所得者に於けるよりも一層盛んに此が行はるゝことにある(註四二)。

(註四〇) ルロアポーリニーは累進稅は實際多收的の稅でないといひ、マステープルも累進所得稅の收額は普通に想像せらるる如く大なものではないといふ。<sup>45)</sup>

(註四一) ポーリニーは累進の多收ならざる理由の一として、凡べての國にて特に佛國にて大所得が例外的で、全體上人民の所得の全體の一小部を占むるに過ぎざることを挙げ、マステープルは累進所得稅收額の大ならざる理由の一として、最多の國にて大所得が國民所得の大部を成さずといふ事實を挙げ。<sup>46)</sup>

(註四二) ポーリニーは累進の多收ならざる理由の一として、累進が大所得をして國庫の手より逃れることに導くことを挙げ、マステープルは累進所得稅の收額の大ならざることを以て、一部は租稅の附物として認められたる忌避に歸し、且つ特別な壓迫を避くる爲めに用ゐらるゝ絶對に不合法ではない所の種々の計畫に歸す。<sup>47)</sup>

(B) 收入の可動性を缺くこと——收入の可動といふ點より見て、正常時に稅率のまだ比較的輕いときには、比例率の方であれば之が増減が容易であるが、累進率の場合には之が容易でない(註四三)其故は夫の前提の下に比例率の場合、小所得者もが容易に少々位の増率に堪ゆるが、累進率の場合大所得者は少々の増率にてもが頗る多く苦痛に感ずるからである。

(註四三) シェフレールは累進にては間もなく租稅收入の可動性の硬化する點に達すと爲す。<sup>48)</sup>

45) Beaulieu, l. c. p. 152. Bastable, l. c. p. 312.  
46) Beaulieu, l. c. p. 152. Bastable, l. c. p. 312.  
47) Beaulieu, l. c. p. 152. Bastable, l. c. p. 312.  
48) Schäffle, a. a. O. S. 288.

(二) 批評

(A) 累進の多收性の缺乏に對しては、大體上此缺點を承認しなくてはならぬ。特に割合に小所得者が多いことは確であるが、併し累進の下に於ける大所得者の脱税に對して、比例の下に於ける小所得者の租税忌避もあり、隨ふて此弊害は大したものではなからうと思ふ。又假令此があつても、他方累進に公平要求に適ふといふ大長所のある以上は、忍ぶに足る(註四四)。

(註四四) セリグマンは曰く、累進の機能は收入増加を保證するよりは、むしろ納税者の間に一層公平に負擔を分配することにあること。<sup>49)</sup>

(B) 累進の收入可動性缺乏に對しては、此は正常時に税率の割合に低きときの事で、此が一朝有事の時になれば、却つて累進の方が比例よりも一層此性能を發揮するが如くであるから、此點に於てさう累進を非難することは出来ない。其故は税の重いときに比例の下には、小所得者が唯さへ重くて困つて居るのに加へて増率されては堪へられなくなるが、累進の下に大所得者が平素は少々の高い負擔でも喧しくいふて脱税を企てるが、非常時となれば彼等も特別に氣張つて重きが上に重くても、餘力のあるだけは負擔することになるからといふに在る。然れば結局平時には穩かな累進、即ち比例に近き累進として置いて、一朝有事の日になれば激しき累進に改造し得るやうに用意するのが最得策と考へらるゝ。

## 第五段 政治社會上の弱點

### (一) 弱點其のもの——

#### (A) 累進濫用の結果

(い) 現社會組織の破壊——一たび累進原則が採用せられ、そして他方に民主的傾向が強くなつて議會組織につき普通選挙が實現せられ、其等が濫用さるゝことになるに段々と遂には極端なる累進を所得財産相續税等に行つて、大所得財産家をして存立の餘地なからしめ、現社會組織を破壊することにもなり得る。特に感情に走り易く理性を缺きたる國民に在ては、力を得たるの結果は正さに此に到り得る。之を以て常に生すべき必然の運命に屬するとか(註四五)、恰かも此が理想状態とかといふ風にも見られ得るが、併し現社會の生すべき利益をも打消すことに於て一應慎重に考慮すべきことではある。

(註四五) シュレーは曰く、最有力なる階級は殆んど常に他階級の負擔に於て自家の利益を遂げ又は少くとも之を爲さんと思むるものである。<sup>50)</sup>

(ろ) 不當負擔の加重——右の如くにして累進濫用の結果は、假令現社會組織の破壊に至らざるまでも、富者の過重負擔に於て、多數黨たる貧民の都合長き濫費を行ふこととなるの弊もある

(註四六)。

(註四六) セリグマンは高き累進税は最良く民主主義の最大の危険を實現する。或階級が他階級の必ずしも分擔するに及ばざる負擔を此他階級に課し、全費用が此他階級の上に負はしめらるべき信仰の下に、派費の大計畫を國家をして行はしむることとなるといひ、ロツシアは斯かる恣意は實際には何處にも存しない所の理想國を別として、貴族的元素の大なる力が當者を法律上の掠奪の前に保護する處にのみ危険がない。併し多數者の熱望が法律となり而かも此多數が中等階級の消失の後に貧民より成る所の墮落したる民主主義の處には危険であるといひ、フォオツケは瑞西の立法が、税率増加に於ける要求が民主主義に於て貧民の力が大きくなればなるほど愈々強くなることを示すといふ。<sup>51)</sup>

(B) 社會改良の加味——右の如く累進濫用の程度に至らずとも、累進によりては社會政策を加味して多少社會的不公平を匡正するの目的を交ゆることゝもなるのを免がれないが、恰かも其が良くない危険であるといふ風にも見られる(註四七)。

(註四七) ホーリニューは此説は危険である。何となれば犠牲平等の原則より出發して、此が社會的不平等を匡正する目的への打勝つべからざる傾向を有つからといひ、パリーユーは累進税は國家と私有財産及人民の勞動との間の關係に關する誤りたる考に基くやうであるといひ、ブアイフアーは累進税は畢竟、凡べての財産を國家によりて平準するの試であるといふ。<sup>52)</sup>

## (二) 批評

(A) 累進濫用の結果として擧げられたる弱點は、勿論其も生じ得べきものであり、一の弱點には相違ないが、其は畢竟するに累進の過度應用(註四八)、并に普選原則濫用の結果(註四九)であつて、必ずしも累進其もの、罪にのみ歸するを得ぬ。此は常に其濫用を戒めるの外なく(註五〇)、累進其

51) Seligman, l. c. p. 297. Roscher, a. a. O. S. 243. Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 188.

52) Beulieu, l. c. p. 148. Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 38. Pfeiffer, a. a. O. S. 32.

もの特に其穩かなるものに至ては、其が公平の根本要求に適ふ以上、斯かる濫用の危険を恐れて其採用を躊躇するに及ばない。

(註四八) ユンラードは共產主義的傾向についての心配は唯だ累進の過度に對してのみ當るといふ。<sup>53)</sup>

(註四九) セリグマンは此の明かに性質上、經濟的よりはむしろ政治的なる説に對しては、此に於て述べられたる心配が實際に現はれなかつた。若も其が實現されたとしても、其は民主的政府其ものゝ不信用に歸すべきものであると答へなければならぬといふ。<sup>54)</sup>

(註五〇) アイゼンハルトは民主主義的政府が容易に此累進の濫用を爲すこととなるべしといふことを非難するときに、政府權力の濫用に對する眞の保障は其道義的標準に求むべく、數學的規定に於ける拘束に求むべきでないといふ。<sup>55)</sup>

(二) 社會改良加味に至ては、其適當に行はれるだけでは、即ち穩かなる累進により行はるゝだけではむしろ穩當なことである。爲めに多少社會の不平等を匡正するとしても、極端なる其を生じない以上は正さに至當のことであるといはなければならぬ。

## 結 論

要之、累進課税は前文にいふ如く公平負擔の要求には適ふが、本文にいふ如く若干の弱點を有つ。其故、絶對に良いものとは斷言するを得ぬけれども、其弱點たる或度までは辯解もし得るし又實行上の注意によりて緩めることも出来るし(註五二)、夫の公平の根本要求に適ふ以上は、忍び

53) Conrad, a. a. O. S. 14.

54) Seligman, l. c. p. 298.

55) Eisenhart, a. a. O. S. 101-2.

得ることもある。累進は矢張り出来るだけ實現すべきものである。此がまだ今日は確定議になつたといへないにせよ(註五二)、大勢の之に向ひつゝあることには疑なき所でもあるから(註五三)、非常の場合には別段であるが、平時としてはせめて弊害の少き穩かなる累進の採用を勸むべきものである(註五四)。

(註五一) セリグマンは曰く、此に關する心配は此が適用せらるゝ方法及其の行はるゝ税にかゝる。一層多く累進の率にかゝる。一非難は累進原則の使用に對してではなくて、其濫用に對してである。<sup>56)</sup>

(註五二) セリグマンは比例對累進の争は理論にても實際にても未だ決定はせられずといふ。<sup>57)</sup>

(註五三) セリグマンは比例税が原則也といふことを要求するのは怠慢である。實際は益々累進原則の一部又は完全採用に傾きつゝあるが如しといふ。<sup>58)</sup>

(註五四) ホルグトは租税負擔の累進は理論上、所得の増進する高きと共に益々進むべきものである。固より其國にて大なる所得の獲得及消費の刺激が弱められず、租税負擔を避くるの努力が不健全なる方法にて上ほらざるほど穩かなる率にて斯くすべきものであるといひ、シエフレーは正常なる累進率は唯經驗的に經驗よりして得らるゝことが出来、其負擔率の上り方は政治上經濟上堪ゆべく、且つ正當として實證せらるゝよりはより多く急激に又はより高き上に行くべきでないといひ、コンラードは累進に於ける限界は貯蓄の減少外國移出の心配が現はれるゝ處並に餘りひびき引上が虚偽の奨励となる處に在る。そして此限界の内にて輿論の上の顧慮が決定的とならなければならぬといふ。<sup>59)</sup>

56) Seligman, l. c. p. 302.

57) Seligman, l. c. p. 1.

58) Seligman, l. c. p. 1-2.

59) Borght, Fw. S. 94-5. Schäffle, a. a. O. S. 283. Conrad, a. a. O. S. 14-5.